



お得な保険料の口座振替による納付と前納制度のご案内

口座振替(預貯金口座からの引き落とし)や納付書による前納制度をご利用されますと、保険料をお得に納付することができます。

最大2年分(令和6年度は令和8年3月分まで)の保険料をまとめて納付できるようになっており、毎月納付書で納付するより、便利でお得に納付することができます。

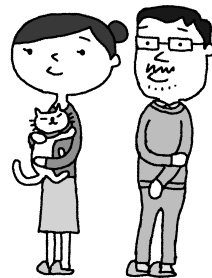
この機会にぜひ「口座振替納付」または「納付書でのまとめ払い」をされることをお勧めします。

ご希望の方には申し込み用紙を送付しますので、幡多年金事務所までご相談ください(☎34-1616 音声案内2→2押下)。

◆口座振替を利用することで国民年金保険料をお得に納付できます

- ★お得① 口座振替で2年分まとめて納付されると、毎月納付書で納付するより最大16,100円割引されます(令和5年度の場合)。
- ★お得② 口座振替でのみ利用できる納付方法があり、お得です。
※毎月納付であっても当月末に引き落としすることで50円割引されます。
- ★お得③ 手数料がお得です。
※残高不足であっても、翌月にもう一度引き落とされるため便利です。
※ご本人様以外の方の口座から引き落としすることができ便利です。

◆保険料の納付は口座振替による2年前納が一番お得です



- 6カ月前納(令和6年4月から9月分)の場合、4月末に6カ月分を一括引き落としします。
(令和5年度の保険料は97,990円、割引額は1,130円)
 - 1年前納の場合、4月末に1年分を一括引き落としします。
(令和5年度の保険料は194,090円、割引額は4,150円)
 - 2年前納の場合、4月末に2年分を一括引き落としします。
(令和5年度の保険料は385,900円、割引額は16,100円)
- 各前納の申し込み期限は、いずれも令和6年2月末までとなっています。
※各前納の保険料の金額や割引額について、令和6年度は変更になる場合があります。

～前納(2年・1年)の申し込みを希望される方へ～

令和5年度の申し込みはすでに終了しています。今回のご案内により令和6年2月末までにお手続きをいただくと、令和6年4月分から前納が開始されます。

それまでの間は定額保険料が引き落としされますので、毎月の保険料の納め忘れがなく便利です(注:すでに納付書により令和6年3月分までの保険料を納付済みの方は、令和6年4月末から引き落としが開始されます)。

納付書でのまとめ払いによる割引はいつでも申し込みができます(割引額は口座振替納付の場合と異なります)。



知っていますか? 保険料の免除・猶予制度

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

2月中旬以降、日本年金機構幡多年金事務所から順次お知らせを送付しますので、届いたら必ず開封して中をご確認ください。

同封されているハガキ形式の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に、必要事項を記入してポストに投函することで、令和5年度分(令和5年7月から令和6年6月分)の免除・納付猶予を申請することができます。

ただし、学生の方や令和5年6月以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付される申請書では申請できません。申請を忘れていた期間がある方は、次のお問い合わせ先にご相談ください。

- お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
- 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
- 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616